

認定申請の手順

①こども誰でも通園制度総合支援システム（外部サイト）に移動する。
URL <https://www.daretsu.cfa.go.jp/>

②「埼玉県」「さいたま市」を選択し、「確認する」ボタンを押す。



③メールアドレスを入力して、「申請する」ボタンを押す。



④件名「利用申請URLのお知らせ」のメールが送信されるので、メールに記載のURLにアクセスし、申請者情報やこども情報などを入力する。

※0歳6か月～3歳未満のこどものみ入力してください。

※利用料の負担軽減事由に該当しない場合は、負担軽減の申請は「無し」を選択してください。

⑤「登録内容の確認」画面で、「申請する」ボタンを押したら完了。利用申請の受付完了メールが送信される。

※申請から、認定までに約2～3週間ほど要しますので予めご了承ください。

申請時の添付書類

添付書類が必要な方は、以下のいずれかに該当する方のみです。

世帯の状況（利用料の負担軽減対象）			お子さんの状況		
生活保護世帯	市区町村民税所得割合算額77,101円未満の世帯（政令指定都市で課税されている場合は102,801円未満）	要支援家庭（こども家庭センターによるサポートプラン作成世帯等）	障害がある場合	疾病がある（医療的ケアが必要である）場合※①	食物アレルギーがある場合※①
生活保護受給証明書※②	保護者全員分の所得・課税（非課税）証明書※②③	書類提出不要※④	身体障害者手帳療育手帳等	診断書指示書等	医師の診断及び指示書生活管理指導表

※① 認定（アカウント発行）後、お子さんの情報として再度、ご自身でシステム上に入力・添付いただく必要があります。

※② 以下の場所に資料の添付をお願いいたします。

「申請者情報の入力」
↓
「負担軽減の申請」有り
↓
「課税証明書等」
こちらの項目に資料を添付

負担軽減の申請 必須

負担軽減の申請を選択してください。
生活保護を受給している場合、市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯である場合及び市町村が支援を必要と認めた世帯である場合は「有り」を選択してください。

有り

無し

課税証明書等

本年1月1日現在、住民票がない場合は、世帯全員の「市町村民税課税証明書」や「市町村民税納税通知書」の写しなど必要な書類を添付してください。

有り

無し

■ ファイルを追加

※ ファイルサイズ10MB以下

※③ 算定根拠となる年度の1月1日時点でさいたま市にお住まいの場合は添付不要です。
負担軽減の算定根拠となる年度は以下のとおり、利用月によって異なります。

利用月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
算定根拠となる市民税額	前年度市民税額 (前々年の所得)					当年度市民税額 (前年の所得)						
(例)令和8年度における認定申請の場合に必要な書類の年度	[令和7年度]所得・課税（非課税）証明書 ※令和7年1月1日時点の住所地の自治体で取得 (さいたま市在住の場合は不要)					[令和8年度]所得・課税（非課税）証明書 ※令和7年1月1日時点の住所地の自治体で取得 (さいたま市在住の場合は不要)						

※市町村民税所得割課税額を計算する場合には、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除は適用しません。

※④ 要支援家庭の場合は、以下の場所に入力してください。

「こどもの情報入力」
↓
「その他」
サポート機関名を入力

その他

その他配慮すべき事項がある場合は入力してください。

要支援 こども家庭センター〇〇